

第 5 回阿蘇市議会会議録

- 1.平成 27 年 9 月 4 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2.平成 27 年 9 月 4 日 午前 10 時 00 分 開会
- 3.平成 27 年 9 月 4 日 午前 10 時 56 分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番 立 石 昭 夫	2 番 竹 原 祐 一
3 番 岩 下 礼 治	4 番 谷 崎 利 浩
5 番 園 田 浩 文	6 番 菅 敏 徳
7 番 市 原 正	8 番 森 元 秀 一
9 番 河 崎 徳 雄	10 番 大 倉 幸 也
11 番 湯 浅 正 司	12 番 田 中 弘 子
13 番 五 嶋 義 行	14 番 高 宮 正 行
15 番 古 澤 國 義	16 番 阿 南 誠 藏
17 番 古 木 孝 宏	18 番 田 中 則 次
19 番 井 手 明 廣	20 番 藏 原 博 敏

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長 佐 藤 義 興	副 市 長 宮 川 清 喜
教 育 長 阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長 和 田 一 彦
市 民 部 長 佐 藤 菊 男	経 済 部 長 吉 良 玲 二
土 木 部 長 伊 藤 繁 樹	教 育 部 長 園 田 羊 一 生
総 務 課 長 高 木 洋	福 祉 課 長 山 口 貴 生
農 政 課 長 本 山 英 二	建 設 課 長 阿 部 節 生
財 政 課 長 宮 崎 隆	教 育 課 長 日 田 勝 也
会 計 課 長 井 八 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 口 求
税 務 課 長 藤 井 栄 治	ほ け ん 課 長 藤 田 浩 司
観 光 課 長 市 原 巧	住 環 境 課 長 古 閑 政 則
市 民 課 長 岩 下 ま ゆ み	人 権 啓 発 課 長 下 村 裕 二
まちづくり課長 佐 伯 寛 文	水 道 課 長 丸 野 雄 司
阿蘇医療センター事務局長 井 野 孝 文	内 牧 支 所 長 橋 本 紀 代 美
波野支所長 坂 口 英 昭	監 査 委 員 会 事 務 局 長 小 嶋 穂 寿 美

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 本 田 良 治
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について（議長）
- 日程第 4 諸般の報告について（市長）
- 日程第 5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（藏原博敏君） 執行部の皆さん、議員の皆さん、改めましておはようございます。

平成 27 年第 5 回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私共に御多忙のところ本定例会に御出席いただき、お礼を申し上げます。

本定例会に提出されます諸議案につきましては、後ほど市長のほうから説明がありますが、議員各位におかれましては慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますようお願い申し上げます。

これより秋も深まりまして、皆様方におかれましては御自愛の上、ますます御健勝にて御精励賜りますようお願い申し上げ、開会の言葉といたします。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、平成 27 年第 5 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速、議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、5番議員、園田浩文君、6番議員、菅敏徳君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、御報告いたします。

議会運営委員会を8月28日に開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をしました結果、まず、会期につきましては、今定例会の付議事件が報告3件、議案19件、認定12件の計33件、それに請願が2件あることから、会期を本日9月4日から9月24日までの21日間といたしました。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。報告3件及び議案第79号、工事請負変更契約の締結についてを除く議案18件、認定12件及び請願の2件については、質疑後、各常任委員会に付託することといたしました。

議案等の審議については、ただ今申しましたように、会期中の日程に従って各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについて御報告いたします。

まず一般質問の通告期限であります。9月9日の午後5時までといたしました。また、質問時間ではありますが、答弁も含め45分間といたしておりますので、議員各位の御理解をお願いいたします。なお、一般質問通告書は、質問者が執行部に対して的確な回答を求めために行っていることから、提出される際、質問の内容はわかりやすく記載して提出するようにしてください。

次に、本日の議会終了後は全員協議会を開くことにいたしましたので、御出席のほどをよろしく願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3 諸般の報告（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配布しました別紙報告書を御覧いただきたいと思ひます。

まず、監査委員より、平成 27 年 5 月分から 7 月分までの例月出納検査報告書及び阿蘇医療センターと水道課の定期監査結果報告書が提出されております。

報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、御自由に閲覧をお願いしたいと思ひます。

次に、熊本県市議会議長会等の開催状況についてであります。

阿蘇市町村議長会による正副議長研修が 7 月 31 日熊本市において開催されました。

また、8 月 18 日には、熊本県知事と県下 14 市の市議会議長との意見交換会が行われたところであります。

詳細につきましては、後で御覧いただきたいと思ひます。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第 4 諸般の報告（市長）

○議長（藏原博敏君） 日程第 4、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

九州北部豪雨災害から 4 年目を迎え、復旧工事が進む中、台風の到来もあり、心配された梅雨期でありましたが、大きな被害もなく、出水期を乗り切ることができました。

しかし、先月 24 日から 25 日にかけて大型で強い台風 15 号が到来するなど、本格的な台風シーズンを迎えています。市民の皆様方が安全に、安心して暮らすことができるよう最優先に取り組んでまいります。

それでは、平成 27 年第 5 回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、6 月定例会以降の諸般の報告をいたします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

今年の梅雨期は、気象警報発表による警戒待機 2 回のほか、明け方からの大雨予報による予防的避難を先月の台風と合わせて 3 回実施、6 月 30 日は土砂災害警戒情報の発表を受け、一部地域 21 行政区、1,926 世帯、5,001 人に避難勧告を発令し、53 世帯、88 名の方が避難されました。また、7 月 13 日午前 2 時 52 分に発生した大分県南部を震源とする地震では、本市も震度 5 弱を記録、職員は直ちに参集し、情報収集と被害調査に当たりました。大きな被害には至りませんでした。今後も危機意識を持ち対応に当たってまいります。

噴火警戒レベル 2 の引き上げから丸一年となる 8 月 30 日に、熊本県総合防災訓練に合わせ、阿蘇火山防災訓練を実施、40 機関、約 400 名が参加し、噴火時の情報収集伝達、救命救助、救護、搬送等の実働訓練を実施しました。桜島や箱根山など各地の火山活動が活発化する中、人命を第一に福岡管区気象台をはじめ関係町村・関係機関と連携を密に、引き続き防災・減災対策を進めてまいります。本年 5 月に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法

については、空き家の概数調査をもとに、具体的な実態調査を行うよう準備しており、今後予定されている県の説明会を受け、対応計画を定めてまいります。

次に、マイナンバー制度について来年1月からの運用開始を控え、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を宣言。6月15、16日は、全職員を対象に研修を実施し、管理職55名を含む279名が受講しました。また、これまで広報誌やホームページで制度の周知に努めておりますが、10月には通知カードの送付が始まることから、各世帯に折り込みチラシを配布するなど、さらなる徹底を図り、市民の皆様方の制度に対する不安解消と円滑な導入に努めます。

【財政課】

昨年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の阿蘇市版総合戦略策定は、庁内作業部会で人口ビジョン及び総合戦略の素案作成を経て、現在、議会、市民、民間団体、教育、金融機関等の代表者で構成する阿蘇市地域計画会議において将来の人口減少に対応したまちづくりについて、様々な御意見をいただいております。特に、農林畜産業の担い手確保、観光商工業の活性化による雇用創出と定住人口の増加策などを重要な柱と捉え、具体的な取り組みの検討を行っています。また、本年は10月1日を基準日とし、5年ごとの国勢調査が実施されます。調査にあたっては、個人情報の取扱いを徹底するとともに、調査結果は地方交付税の算定や国・県の施策等に反映され、本市の市政・財政にも多大な影響を及ぼすことから、全世帯から調査回答を得られるよう丁寧な説明を心がけ、取り組んでまいります。

次に、市民部関係について報告します。

【市民課】

マイナンバー制度の運用開始に先立ち、10月5日以降マイナンバーが記載された通知カードを各世帯に順次送付いたします。原則として住民票に記載されている住所地が送付先となりますので、市民の皆様方が混乱することなく通知カードを受け取ることができるよう万全の準備を進めます。環境保全やごみの減量化については、若い世代の方々にも関心を持っていただくため、10月に就学前の子どもと保護者の方を対象とした阿蘇市エココンサートを開催いたします。今後も3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、ごみの減量化に取り組めます。

【福祉課】

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金は、本年も給付を行います。今回は、子育て世帯が子ども1人当たり3,000円、住民税非課税の方は1人当たり6,000円が給付されます。子育て世帯の申請受付は既に終わっており、10月中に給付を行います。住民税非課税の方々は、今月から本庁・各支所で地区ごとに申請を受け付け、随時給付を進めるとともに、申請漏れのないよう繰り返し周知に努めます。

【ほけん課】

4月の国民健康保険税率及び介護保険料率の改定に基づき、7月に本算定を実施、納税通知書を発送いたしました。率の改定に対するお尋ねについては、現状を丁寧に説明しています。特に高額な医療費や介護費を費用とする心筋梗塞、脳卒中、人工透析等は、大部分が生活習

慣病の悪化に起因するものであり、重傷化した方のほとんどが特定検診を受診しておられませんでした。検診の重要性を掲げ、11月の秋期住民検診に向けて、より多くの方々に受診していただけるよう引き続き生活習慣病等の予防啓発に努めます。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

米穀データバンクが発表した、平成27年産水稻の作況指数は、全国で100の平年並み、県内においては98のやや不良となっています。本市管内では、長雨や日照不足の影響が心配されましたが、順調に生育しており、今後の台風の襲来が気になるところです。施設園芸では、長雨や高温、病虫害による影響が若干発生しているものの、全体的には単価数量、販売金額とも今年の同時期に比べ高い水準で推移しています。また、降灰に強い営農形態を進め、安定経営を図るため、露地からの作物転換や規模拡大等も視野に入れた園芸ハウスの導入事業として、約1億9,440万円の防災営農対策事業に取り組んでいます。

林業では、所有者が不明な森林や手入れが行き届かず災害の要因ともなっている森林の調査と整備の働きかけを行う推進部隊として、行政、森林組合、NPO法人等を構成した「阿蘇市森林集約化協議会」を設立いたしました。

今後は、九州北部豪雨により甚大な被害を受けた中通・古城地区をモデル団地に、森林カルテを活用したダイレクトメールの発送や座談会等を開催し、意欲ある担い手に森林経営の集約化を図るなど整備を進め、森林の持つ公益的機能の維持増進に努めます。

【観光課】

阿蘇観光にとって中岳第一火口見学は重要な観光ツールの一つであり、小規模噴火以降、安心してお越しいただけるようホームページ等での情報発信や県内外での誘致活動を行うなど、安全な観光地であることをPRしてまいりました。

また、人が主役である「然」の取組みは、物語性を短い時間でいきいきと、しかも奥深く描けるテレビ媒体を活用したプロモーションを展開しています。情報番組とのタイアップ、オリジナル番組の制作・放送など、タイトルとしても掲げた「然（あるがまま）という生き方～阿蘇の人びと～」を阿蘇のシティ・マインドとして強く発信しています。

阿蘇グローバルジオパークは、昨年9月23日世界ジオパーク認定から1年を迎え、海外からの入り込み客も増加傾向にあります。一周年記念として、9月9日から27日まで阿蘇ジオパークフェスタを開催し、多くの方々への理解と地域連携の強化を図り、観光客誘致に向けPRしてまいります。

更に2019年ラグビーワールドカップ日本大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック、引いては観光立国「日本」を見据え、消費特性観光地づくりが必要となってきます。「まち・ひと・しごと創生基本方針」でも掲げてあります地域経営の視点に立った観光地域づくりや地域ブランドづくりの中心となるDMO等の事業推進主体の形成、地域資源を活用した産業の推進など、様々な角度から地域活性化に取り組んでいきます。

【まちづくり課】

7月1日から販売しているプレミアム付き商品券「阿蘇市2割お買い得券」は、これまで

トラブルもなく、発行総額 3 億円分のうち 8 月末現在で 7 割強の約 2 億 2,600 万円分を市内外の方々に御購入いただき、地域内消費喚起や観光消費拡大につながっています。

イベント関係では、先般開催されました「波野の高原納涼まつり」、「大阿蘇火の山まつり」とも、今年も多くの方々に御来場いただき、盛況のうちに終わりました。

また、昨年に引き続き、「海外アーティスト招へい事業」に取組み、スリランカ、コスタリカ、ニュージーランドから男女 3 名の方を迎えます。9 月 27 日から 70 日間の滞在期間の中で作品を制作、発表を通じて、阿蘇の存在や魅力を世界に発信してまいります。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

九州北部豪雨災害で被災した山田橋ほか 3 橋は、6 月までに開通し、取り付け道路等の工事も竣工いたしました。これで、平成 24 年災害に関連する市の工事はほぼ完了いたしました。また、6 月の梅雨前線豪雨で道路・河川合わせて 15 件が被災し、現在査定設計を行っており、本議会において復旧予算を計上しております。

【住環境課】

本年 7 月、景観形成に関する基本方針、行為の制限を定めた「阿蘇市景観計画」を策定しました。世界文化遺産登録に向け、多くの方々の景観に関する意識の高揚が図られることを期待しています。

市営住宅では、現在、西古神団地の水洗化工事を進めており、年度内に竣工、公共下水道は乙姫ハイランド地区整備工事を 8 月に発注、年度末には当該地区 52 ヘクタールの供用を開始する予定であります。

生活排水整備については、公共下水道及び合併処理浄化槽施設等の整備を進めていますが、公共下水道事業の整備期間が長期化していることから、公共下水道促進審議会や関係者の御意見をいただき、計画の見直しを含め、今後の方向性を示してまいります。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

各小中学校は、夏休み期間中大きな事故もなく新学期がスタートしました。休み期間中は、各学校において阿蘇中央高校や阿蘇市出身の大学生の協力によりサマースクールを開催、児童生徒の学力向上を目指し、充実した教育活動が展開されました。

小中学校の電子黒板等整備は、昨年に引き続き 7 月末までに 43 台を導入し、全学級に配置を終え、教職員研修を開催、さらなる指導力の向上を図りました。視覚的に理解しやすく、関心や学ぶ意欲を高める事業を展開してまいります。

学校施設整備は、一の宮統合小学校の校舎・体育館・プールなど、予定どおり工事が進んでいます。

一の宮中学校第 2 期大規模改修工事は、授業に支障を来さないよう夏休み期間中に騒音を伴う耐震補強工事や普通教室内の改装等を終え、年度内の竣工に向け取り組んでいます。

社会体育関係では、来年 9 月 24、25 日に開催される「第 71 回熊本県民体育祭阿蘇大会」について、本市が主会場となるため、職員一人が事務局に出向し準備を進めています。

先月、社会体育施設「アゼリア 21」で浴場の吊り天井の一部が落下、現在、温泉施設は休館となっており、利用者の皆様方には大変御不便をお掛けしていますが、早急に修理を行いますので、御理解をお願いいたします。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

ソフト・ハードの両面で整備を行い、開院からこの1年で急性期の脳梗塞に有用な t-P A 治療（血栓溶解療法）が 10 件、心筋梗塞に対するステント治療が 25 件施行できております。また、糖尿病・睡眠時無呼吸症候群の専門外来の開設や腹腔鏡下手術・MRI による認知症検査の実施など、高度な医療設備・機器を活用した先進的検査による診断・治療を行っております。

波野診療所においても、非常勤医師を任用し、6 月から週 5 日の診察ができる体制を整えました。

また、災害拠点病院としての機能・態勢の強化を図るため、8 月 30 日には阿蘇火山防災訓練の一つとして、公的病院災害ネットワークから災害医療チームを迎え、新病院を使って初めての大きな救護訓練を行いました。

今後とも病院事業管理者のもと、自治体病院としての使命を果たし、阿蘇地域の中核病院として責任ある医療を提供、地域の方々に信頼していただけるよう取り組んでまいります。

以上、9 月定例会開会にあたっての諸般の報告といたします。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 以上で、「市長の諸般の報告」を終わります。

日程第 5 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第 5、市長より「提案理由」の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、引き続きまして、平成 27 年第 5 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 14 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 27 年 5 月 4 日、阿蘇市一の宮町宮地 6029 番地 1（市道仙酔峡線仙酔峡駐車場入口）において発生した車両の物損事故について、同年 7 月 3 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 62 号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、国に準じた取扱いとするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 63 号「阿蘇市職員の再任用に関する条例の一部改正について」

本件は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 64 号「阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」

本件は、地域手当の支給地域見直しに伴い、旅費のうち宿泊料の算出について国に準じた取扱いとするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 65 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」

本件は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの交付に係る手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 66 号「阿蘇市福祉事務所設置条例及び阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の題名が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 67 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、保健師または看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるとされたことから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 68 号「阿蘇市火入れに関する条例の一部改正について」

本件は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の題名が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、今から 10 分間暫時休憩を入れたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） よろしくお願いします。

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 49 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（佐藤義興君） 先ほどは大変失礼をいたしました。

それでは、提案理由の説明を引き続き行わせていただきます。なお、議案の第 69 号から読ませていただきたいと思います。提案をさせていただきます。

議案第 69 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。歳入では、普通交付税及び前年度決算額の確定に伴う繰越金等を追加し、財政調整基金繰入金等を減額しております。歳出では、熊本県阿蘇火山

活動等降灰対策臨時交付金事業、阿蘇火山防災営農対策事業費補助金、阿蘇山麓多目的広場環境整備工事及び要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金等を計上しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 10 億 1,966 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 186 億 7,228 万 9,000 円といたしました。

議案第 70 号「平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。歳入では、前年度決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では人件費の調整及び事業箇所の精査等により事業費を減額しております。また、阿蘇市浄化センター他建設工事（改築更新）について、事業計画の変更により期間が複数年にわたることから、債務負担行為を設定する必要があるため追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 312 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 7 億 6,302 万 9,000 円といたしました。

議案第 71 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。歳入では、前年度決算額の確定に伴い、国庫支出金及び前期高齢者交付金を減額し、繰入金及び繰越金を追加しております。歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金を減額し、償還金及び還付加算金、操出金を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 3 億 1,574 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 43 億 827 万 7,000 円といたしました。

議案第 72 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。歳入では、前年度決算額の確定に伴い、支払基金交付金及び繰越金を歳出では償還金及び還付加算金、操出金を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,102 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 32 億 224 万 2,000 円といたしました。

議案第 73 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。歳入では、前年度決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金及び操出金を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 978 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 3 億 9,876 万 3,000 円といたしました。

議案第 74 号「平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。歳入では、前年度決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では水道管理費を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 144 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,565 万 7,000 円といたしました。

議案第 75 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。歳入では、前年度決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では委員会費及び水道管理費を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 369 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,948 万 9,000 円といたしました。

議案第 76 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。歳入では、前年度決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では予備費を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ737万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2,161万7,000円といたしました。

議案第77号「市道路線の廃止について」

本件は、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第78号「市道路線の認定について」

本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第79号「工事請負変更契約の締結について」

本件は、平成26年7月10日に議会の議決を得た阿蘇市公共下水道阿蘇市浄化センターの建設工事請負契約について変更契約を締結したいので、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

認定第1号「平成26年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成26年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成26年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「平成26年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第8号「平成26年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第9号「平成26年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第10号「平成26年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

本件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成26年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について議会の認定に付するものであります。

認定第11号「平成26年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成26年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算について議会の認定に付するものであります。

認定第12号「平成26年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成26年度阿蘇市病院事業会計決算について議会の認定に付するものであります。

報告第15号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

報告第16号「有限会社神楽苑の経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社神楽苑の経営状況を説

明する書類を提出するものであります。

以上、議案等 33 件（専決 1 件、条例 7 件、予算 8 件、認定 12 件、報告 2 件、その他 3 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

この後、11 時 5 分より全員協議会を開催いたします。御出席の程よろしくお願いいたします。

なお、議員の皆さんには、神楽苑の経営状況報告書を御持参願います。

どうもお疲れでございました。

午前 10 時 56 分 散会